

建保発第178号
平成27年9月15日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

健康保険における社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）については、本年10月から、国民一人ひとりに12桁の番号（以下「マイナンバー」という。）が付番され、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策の各分野で導入されます。

当健康保険組合においては、平成29年1月からマイナンバーを利用して事務を実施する予定となっています。

つきましては、現在におけるマイナンバー制度にかかる留意事項について、下記のとおりお知らせしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 マイナンバーについて

住民票を有する方（住民票がある外国人を含む。）に本年10月からマイナンバーの記載された「通知カード」が市区町村から住所地に郵送されます。

なお、国外居住者については、マイナンバーは付番されず、住民登録をした際に付番されることになっています。

2 被保険者等からのマイナンバー取得について

(1) 利用目的の明示

マイナンバーを取得する際は、法律の範囲内で利用目的を特定して明示しておくことになっており、明示していない目的で利用する場合は、改めて本人に通知等により明示する必要があります。

健康保険関係の導入時期は平成29年1月からの予定となっていますが、税や雇用保険の関係で被保険者等からマイナンバーを取得する際は、必ず「健康保険届出事務」に使用する旨を明示してください。

(2) 本人確認

マイナンバーを取得する際は、「番号確認」と「身分確認」が必要となります。
詳しくは、内閣府ホームページの「本人確認の措置について」

(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kakunin.pdf>) を確認してください。

3 健康保険関係に必要なマイナンバーについて

被保険者及び被扶養者全員のマイナンバーが必要となります。

特に、扶養家族については、税法上の扶養親族ではなく、健康保険の被扶養者ですので、ご注意ください。

4 健康保険関係のマイナンバーの提出について

当健康保険組合へ被保険者及び被扶養者のマイナンバーを提出していただく時期は、次のとおり予定しています。

(1) 平成29年1月以降届出の新規加入者

変更後の様式による届出書にマイナンバーを記載して提出していただきます。

健康保険関係の各種届出書の様式は、平成29年1月に健康保険法施行規則が改正される予定です。

(2) 平成29年1月1日時点で加入されている被保険者及び被扶養者

届出が必要な被保険者及び被扶養者については、磁気媒体等で情報を提供し、マイナンバーを登録して提出していただくターンアラウンド方式を検討しています。

現在の予定ですので、今後、健康保険関係のスケジュール等が決定次第、詳細についてお知らせさせていただきます。

5 マイナンバー制度にかかる参考資料等について

- ・内閣官房 (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)
- ・厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>)
- ・特定個人情報保護委員会 (<http://www.ppc.go.jp/index.html>)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

目的

国民一人ひとりに12桁の番号（マイナンバー）が付番され、社会保障・税・災害対策の分野において、マイナンバーを利用して各行政機関等が保有、管理する個人情報を一元的に管理・把握することで、国民の利便性の向上、行政機関等での事務の効率化、社会保障や税の負担の公平化等を図ることを目的としています。

制度導入スケジュール

平成27年10月～

- ・ 国民一人ひとりに住民登録している市区町村からマイナンバー（12桁の番号）が通知されます。

平成28年1月～

- ・ 社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始されます。
- ・ 本人が住民登録している市区町村に申請を行うことで、マイナンバーカードが交付されます。
マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項がICチップにも記録されます。

平成29年1月～

- ・ 国の行政機関間で情報連携が開始されます。

平成29年7月～

- ・ 地方公共団体、医療保険者（健康保険組合等）との情報連携が開始されます。

マイナンバーの取得

マイナンバーが各個人に通知されましたら、事業主は被保険者から被扶養者を含むマイナンバーの提供を受け、平成28年1月以降に健康保険組合に届出していただくこととなります。

なお、届出時期及び届出方法は現在検討中です。

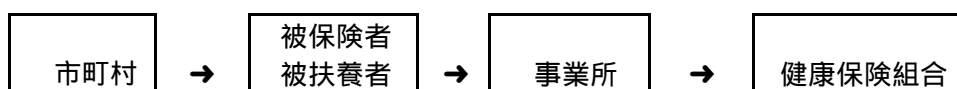
マイナンバーの運用開始後は、健康保険の各種手続きの際に、マイナンバーを届書等に記載していただくこととなりますので、各種届書の様式は現在のものから変更される予定です。

健康保険・厚生年金保険の適用関係では、平成29年1月から次の様式が変更される予定です。

- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 資格取得届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 資格喪失届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届
- ・ 健康保険被扶養者（異動）届
- ・ 健康保険・厚生年金保険育児休業等 取得者申出書（新規・延長）/ 終了届
- ・ 健康保険・厚生年金保険育児休業等 終了時報酬月額変更届
- ・ 健康保険・厚生年金保険産前産後休業 取得者申出書 / 変更（終了）届
- ・ 健康保険・厚生年金保険産前産後休業 終了時報酬月額変更届

また、適用関係以外にも、療養費、傷病手当金、高額療養費、出産育児一時金、埋葬料等の保険給付の申請にかかる手続きにおいてもマイナンバーが利用されることが予定されています。

マイナンバーの受け取りから提供までの流れ



市区町村からマイナンバーが記載された「通知カード」が該当者の手元に届きます。
（平成27年10月～）

被保険者がご本人と被扶養者全員のマイナンバーを事業所に提供します。

事業所は被保険者から受けた被扶養者分を含むマイナンバーを健康保険組合に提供します。（提供時期及び提供方法は現在検討中です。）